

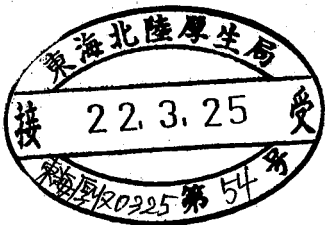
地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



複数手術に係る費用の特例について

標記については、診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成22年厚生労働省告示第69号）の規定に基づき、「複数手術に係る費用の特例を定める件」（平成22年厚生労働省告示第94号）が公布され、平成22年4月1日より適用されることとなったところであるが、実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

なお、これに伴い「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月5日保医発0305第1号）の別添1の第10部の通則の16の（3）中「「複数手術に係る費用の特例」（平成18年厚生労働省告示第117号）」を「「複数手術に係る費用の特例」（平成22年厚生労働省告示第94号）」に改め、「厚生労働大臣が定める複数手術に係る費用の特例について」（平成18年3月13日保医発第0313002号）は、平成22年3月31日限り廃止する。

記

- 1 「複数手術に係る費用の特例」別表第一及び別表第三の上欄と下欄に掲げる手術について2種類以上の手術を同時に行った場合には、主たる手術の所定点数の他、従たる手術の所定点数の100分の50に相当する額を加えた点数を、当該同一手術野又は同一病巣に係る手術の所定点数とする。
- 2 「複数手術に係る費用の特例」別表第二に掲げる手術のうち2種類以上の手術を同時に行った場合には、主たる手術の所定点数の他、従たる手術の所定点数の100分の50に相当する額を加えた点数を、当該同一手術野又は同一病巣に係る手術の所定点数とする。なお、当該手術には、緊急的に実施されない場合を含む。
- 3 従たる手術の所定点数の100分の50に相当する点数を加えて算定する場合、従たる手術の所定点数